

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>特例輸入者等承認・認定内容変更届 (C-9030)</p> <p>＜記載事項＞ (省略)</p> <p>＜提出の時期＞ 特定保税運送者に係る特定保税運送を行う予定の担当部門等を変更する場合及び認定通関業者が通関業営業所を新設又は廃止する場合には、あらかじめ変更届を提出する。その他の変更については、その変更の後、遅滞なく提出する。</p> <p>＜添付書類＞ 変更届には、次の書類を添付する。 イ (省略) ロ 役員、代理人又は各部門の責任者に変更があった場合には、変更の内容を明示した書類(一覧表等)及び履歴 また、履歴のうち、申請者(法人である場合にはその役員及び各部門の責任者を含む。)の氏名(カナ、漢字)、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体(DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。)その他適宜の方法により提出するものとする。 なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p>	<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>特例輸入者等承認・認定内容変更届 (C-9030)</p> <p>＜記載事項＞ (同左)</p> <p>＜提出の時期＞ <u>承認・認定に係る内容のうち、特定保税承認者に係る手数料令第2条第2項を適用することとなる保税蔵置場等及び特定保税運送者に係る特定保税運送を行う予定の担当部門等を変更する場合、認定通関業者が通関業営業所を新設又は廃止する場合には、あらかじめ変更届を提出する。承認・認定を受けた者及び特定製造貨物輸出者の氏名又は名称、住所、貨物の蔵置(予定)場所、積込港(空港を含む。)、税関手続を委託している通関業者、役員(代表者を含む。)、代理人又は主要な従業者(規則第1条の3第1号、規則第8条の3第1号若しくは規則第8条の5第1号に掲げる責任者に限る。下記ロにおいて同じ。)及び法令遵守規則又は実施規則の内容(税関手続、貨物管理、国際運送貨物の運送又は保税運送に係る事項の変更に限る。)に変更があった場合には、その変更の後、速やかに提出する。</u></p> <p>＜添付書類＞ 変更届には、次の書類を添付する。 イ (同左) ロ 役員、代理人又は主要な従業者に変更があった場合には、変更の内容を明示した書類(一覧表等)及び履歴 また、履歴のうち、申請者(法人である場合にはその役員及び主要な従業者を含む。)の氏名(カナ、漢字)、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体(DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。)その他適宜の方法により提出するものとする。 なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ハ (省略)	ハ (同左)